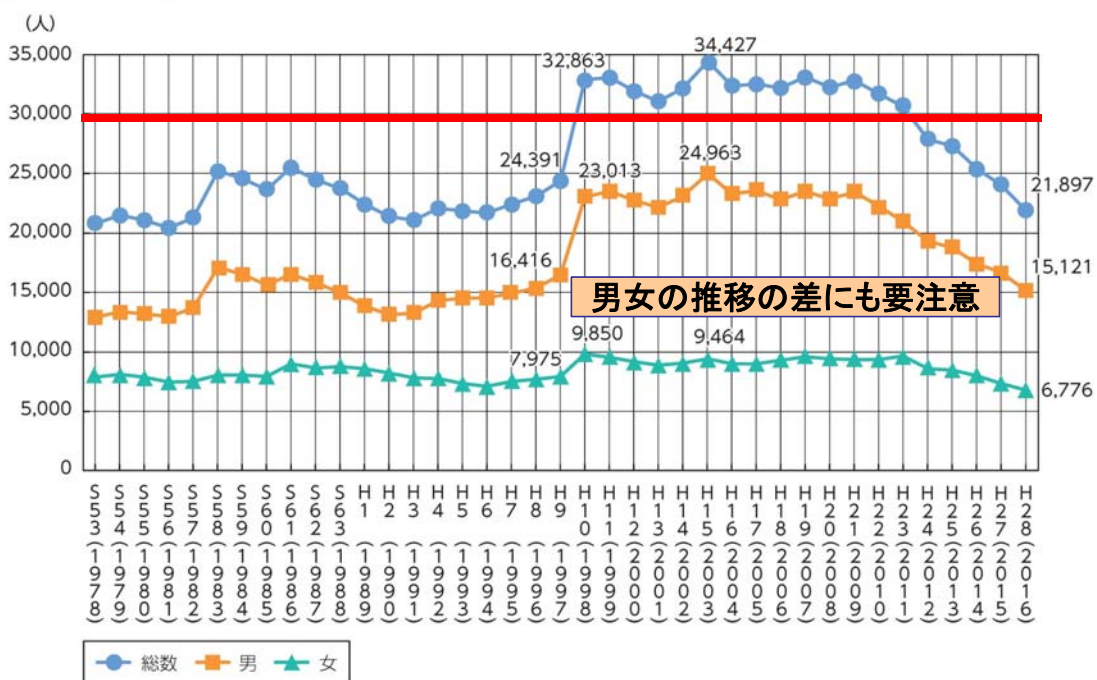


私たち司法書士が出来ること ～司法書士による自死問題対策～

日司連市民の権利擁護推進室
自死問題対策部会
副部長 草野 哲也（宮城県会）
【司法書士・社会保険労務士】

1. 自死・自死問題対策の経緯・現状

第1-1図 自殺者数の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

1. 自死・自死問題対策の経緯・現状

第1-9表 平成27年における死因順位別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率・構成割合

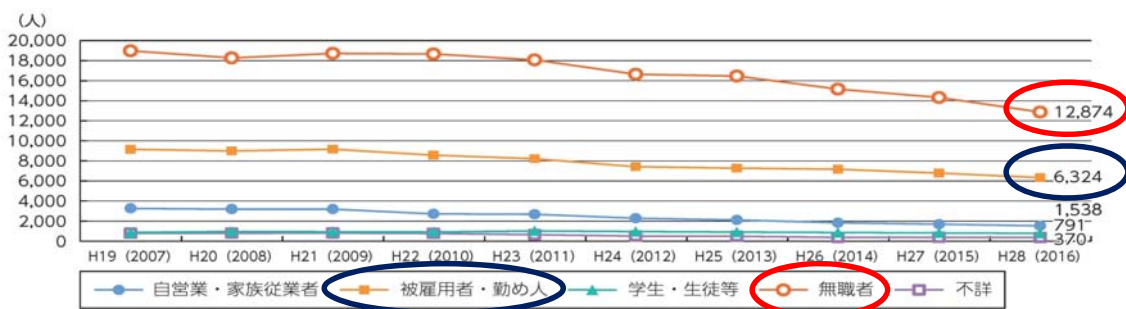
総数

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	悪性新生物	107	1.9	22.8	自殺	89	1.6	18.9	不慮の事故	74	1.3	15.7
15～19歳	自殺	447	7.5	36.6	不慮の事故	288	4.8	23.6	悪性新生物	147	2.5	12.0
20～24歳	自殺	1,052	17.9	50.1	不慮の事故	365	6.2	17.4	悪性新生物	176	3.0	8.4
25～29歳	自殺	1,234	19.6	47.2	悪性新生物	323	5.1	12.3	不慮の事故	301	4.8	11.5
30～34歳	自殺	1,398	19.5	39.4	悪性新生物	654	9.1	18.4	不慮の事故	356	5.0	10.0
35～39歳	自殺	1,573	19.1	29.1	悪性新生物	1,284	15.6	23.8	心疾患	514	6.2	9.5
40～44歳	悪性新生物	2,848	29.4	29.2	自殺	1,984	20.5	20.3	心疾患	1,142	11.8	11.7
45～49歳	悪性新生物	4,519	52.4	33.4	自殺	1,965	22.8	14.5	心疾患	1,750	20.3	12.9
50～54歳	悪性新生物	7,764	98.2	39.4	心疾患	2,550	32.2	12.9	自殺	2,008	25.4	10.2
55～59歳	悪性新生物	13,123	174.5	45.7	心疾患	3,425	45.5	11.9	脳血管疾患	2,171	28.9	7.6
60～64歳	悪性新生物	25,325	298.3	48.5	心疾患	6,404	75.4	12.3	脳血管疾患	3,632	42.8	7.0

3

1. 自死・自死問題対策の経緯・現状

第1-12図 平成19年から28年までの職業別の自殺者数の推移



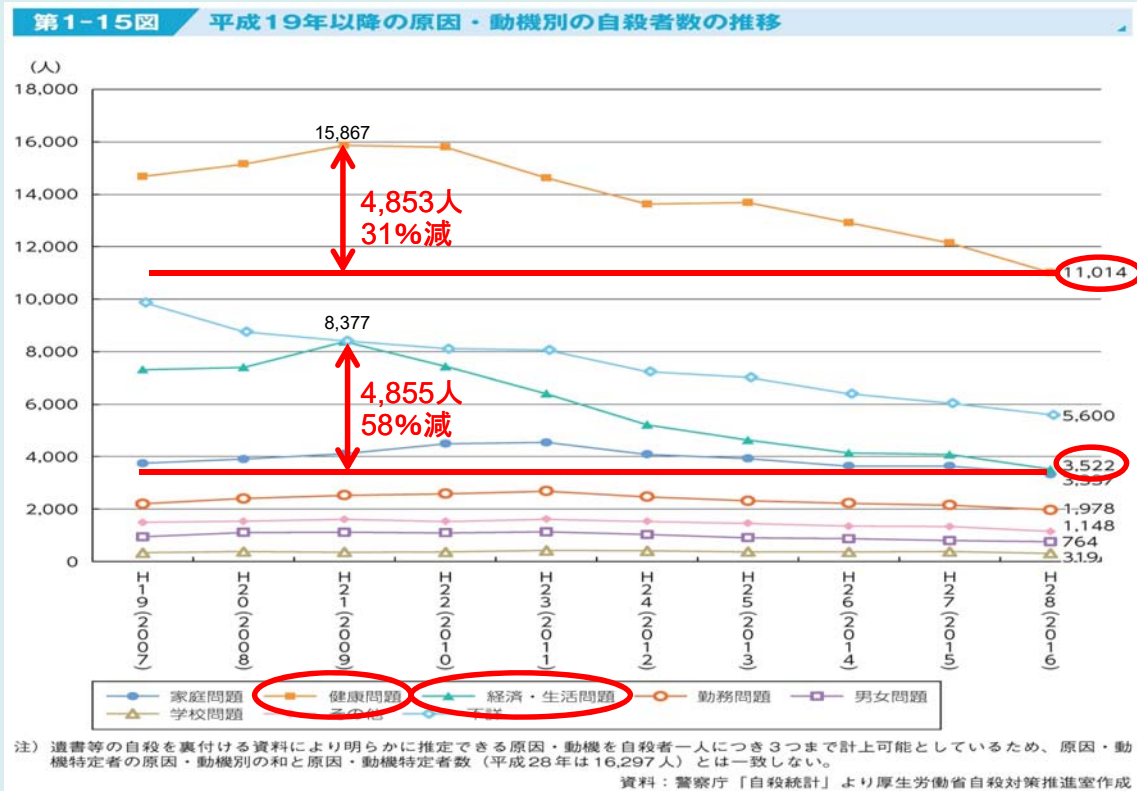
無職者の内訳の推移

	主婦	失業者	利子・配当・家賃等生活者	年金・雇用保険等生活者	浮浪者	その他の無職者
H19	2,583	1,756	55	4,982	86	9,528
H20	2,349	1,890	68	5,249	79	8,644
H21	2,294	2,341	58	6,028	64	7,937
H22	2,336	1,990	67	6,068	61	8,151
H23	2,372	1,830	83	6,019	45	7,725
H24	1,968	1,404	58	6,235	45	6,941
H25	1,914	1,217	79	6,551	31	6,673
H26	1,680	1,052	67	6,250	34	6,080
H27	1,498	962	57	6,267	30	5,508
H28	1,340	888	58	5,675	26	4,887

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

4

1. 自死・自死問題対策の経緯・現状



5

1. 自死・自死問題対策の経緯・現状

平成29年の日本の死者総数 (厚生労働省 人口動態統計)
1,344,000人 (推計数)

平成29年の日本の自死者数 (警察庁 自殺統計)
21,140人 (速報値)

自死者数／死者総数
1.57% (63.6人に1人)

6

2. 司法書士業務と自死問題の関係

① 債務整理

自死の原因の2割程度は経済的要因も影響

② 登記手続

相続登記、住宅ローンの抵当権抹消登記、
会社の役員変更登記

③ 裁判・家事手続

相続放棄、遺産分割調停、特別代理人選任、
家主からの損害賠償請求への対応

④ 成年後見・未成年後見

生活上の様々な問題の解決、孤独からの解放

⑤ その他

生活保護の申請支援、野宿生活者からの相談

7

2. 司法書士業務と自死問題の関係

経済的問題に対する債務整理等の法的支援
による**自死予防活動**

相続登記・相続放棄等の法的支援による
自死遺族支援活動

法的支援による自死予防・自死遺族支援活動は
司法書士の守備範囲内

8

2. 司法書士業務と自死問題の関係

(1) 自死リスクのある相談時に気を付けること

安心感を与える雰囲気づくり
(ねぎらい・うなずき・口調・表情)

解決方法を一緒に考える

相談者自身の安全確保

より丁寧な説明

守秘義務と信頼関係

9

2. 司法書士業務と自死問題の関係

(2) 相談初期の当面の目標

心理的視野狭窄からの解放

自ら考える力を取り戻し
家庭・社会との関係を回復し
精神的孤立から解放

10

2. 司法書士業務と自死問題の関係

(3) 自死遺族の気持ちの混乱と心境

理解力・記憶力は半分以下

死因を知られることへの不安・警戒

自分から親族に連絡を取ることへの抵抗感

「死亡診断書」と「死体検案書」

「家族」から「遺族」へ

11

2. 司法書士業務と自死問題の関係

(4) 自死遺族が司法書士に助けて欲しいこと

① 何でも紙に書いて欲しい

② 用語を教えて欲しい

③ 司法書士に依頼できる業務範囲とその費用を教えて欲しい

④ 他の資格者に依頼できる業務範囲を教えて欲しい

⑤ これから起こる諸々の手続の全体像を教えて欲しい

12

2. 司法書士業務と自死問題の関係

(5) 抵当権抹消登記の依頼から・・・

① 抵当権抹消登記を申請して良いか

② 相続登記を申請して良いか

③ 相続放棄の申述をして良いか

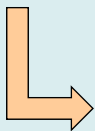
④ 債務整理をして良いか

13

3. 多職種連携の重要性

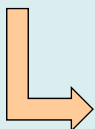
(1) 法律的側面からの支援の限界

債務整理等の法的支援による**自死予防活動**



依存症・精神疾患等が原因に含まれる場合は、その治療や対策を講じないと、本質的な問題の解決にならず、**問題を悪化**させることすらある。

相続登記・相続放棄等の支援による**自死遺族支援活動**



自死遺族自身が、新たな自死の**ハイリスク者**となりうるため、気持ちの面の対応も同時に行わなければならないこともある。

14

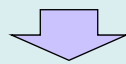
3. 多職種連携の重要性

(2) 連携の構築

法律関係分野と精神保健福祉分野の
専門家間の連携(つなぎ)が不可欠

連携(つなぎ)の前提として「**気付き**」が必要

連携により自分の専門分野に専念

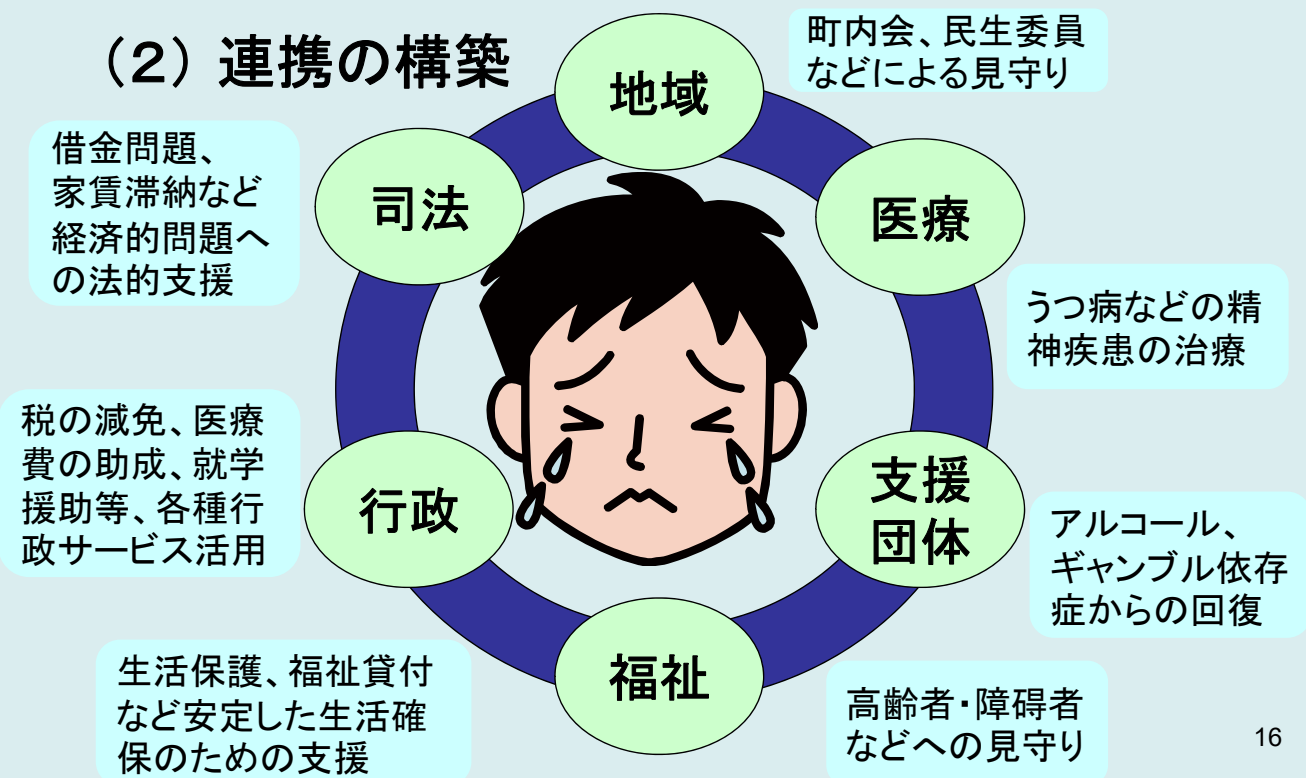


結果的に各専門家の負担が軽減

15

3. 多職種連携の重要性

(2) 連携の構築



16

3. 多職種連携の重要性

(2) 連携の構築

① 成年後見業務関係者との連携構築

精神科医・医療従事者

地域包括支援センター

介護支援専門員
(ケアマネージャー)

法律面の情報提供が必要

17

3. 多職種連携の重要性

(2) 連携の構築

② 不動産登記業務関係者との連携構築

不動産業者

金融機関

対立当事者となる可能性に注意

18

3. 多職種連携の重要性

(2) 連携の構築

③ 企業支援業務関係者との連携構築

商工会議所・商工会

税 理 士

社会保険労務士

経営者の精神的孤立を防止

19

3. 多職種連携の重要性

(2) 連携の構築

連 携 の ポ イ ン ト

連携先の専門機関の**守備範囲**を知る

連携先の担当者**個人の得意分野**を知る

連携先の専門機関に**自分の得意分野**を伝える

困ったときに直接電話ができる関係を構築することで、**たらい回し**が**回避**でき、さらに支援者自身の負担が軽減される。

20

3. 多職種連携の重要性

ネットワークを活用した支援の例 (自死予防・自死遺族支援)

自死は様々な背景、原因により、複雑な心理的経過を伴うものである。また、自死遺族が抱える問題も、心理的側面だけでなく、身体・生活上の問題、情報の得にくさなど多岐にわたります。さらには、いずれの当事者も既に相当にエネルギーを消耗しているために、自分自身でその先の相談や依頼等にたどり着くことが難しい状態にあると考えられます。そのため、自死対策においては、単一の組織の取組では不十分であり、様々な組織や人々が協力する必要があります。



全国司法書士会一覧表

会名	〒	住所	電話番号
札幌会	060-0042	札幌市中央区大通13-4	011-261-3505
函館会	040-0033	函館市千歳町21-13 朝陽会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	旭川市花畑町4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	釧路市中央1-2-4	0154-41-8332
宮城会	080-0871	仙台市青葉区日町6-1	022-263-6755
福島会	090-8029	福島市飯坂町6-28	024-534-7582
山形会	090-0041	山形市緑町1-4-35	023-623-7054
岩手会	090-0015	盛岡市明通2-12-18	019-622-3372
秋田会	010-0951	秋田山王6-3-4	018-824-0187
青森会	030-0861	青森市長巻3-5-10	017-776-8288
東京会	160-0003	新宿区本町9-3 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川会	231-0024	横浜市中区吉田町1	045-641-1372
埼玉会	330-0053	さいたま市浦和区高崎3-16-58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉市美浜区中町2-2-1	043-246-2666
茨城会	310-0053	水戸市五軒町1-3-10	029-225-0111
栃木会	320-0848	宇都宮市中町1-4	029-614-1122
群馬会	371-0023	高崎市本町1-5-4	027-294-7763
静岡会	422-8002	静岡市駿河区松川1-1-1	054-289-3700
山梨会	400-0024	甲府市北口1-6-7	055-253-6900
長野会	380-0872	長野市妻科309	026-232-7492
新潟会	050-0911	新潟市中央区口1丁目11 善徳15	025-244-5121
愛知会	456-0018	名古屋市熱田区新栄町1-12-3	052-683-6883
三重会	514-0036	津市本町之内藤正町17-17	059-224-5171
岐阜会	500-0114	岐阜市金町5-10-1	058-246-1568
福井会	910-0005	福井市下町15-12 フォニックスビル5階505C	0776-30-0001
石川会	921-8013	金沢市南神田4-10-10	076-291-7070
富山会	930-0008	富山市神津本町1-3-16 エスポート神津3F	076-431-9332
大津会	540-0019	大津市中央区和泉町1-1-6	06-4941-6351
京都会	604-0973	京都市中央区桃畑東山田上5-232-1	075-241-2666
兵庫会	050-0017	神戸市中央区楠町2-2-3	078-341-6554
奈良会	030-0329	奈良市西大辻町320-6	0742-29-6677
和歌山会	520-0056	和歌山市北町7-5 和歌山県庁会館2F	077-525-1053
徳島会	640-8145	和歌山県山田町24 善徳	073-422-0568
広島会	730-0012	広島市中区上八丁6-6-69	082-221-5345
山口会	753-0048	山口市本町2-9-15	083-924-8220
岡山会	700-0816	岡山市北区御園2-9-8	086-226-0470
広島会	080-0022	広島市南町1-314-1	0857-24-7013
鳥取会	080-0804	鳥取市南町28	0852-241-802
香川会	760-0022	高松市西内町10-17	087-821-5701
徳島会	770-0808	徳島市南前町4-41	089-622-1865
高知会	780-0928	高知市南前町2-6-25	088-825-3131
愛媛会	790-0062	松山市江戸1-4-14	089-941-8005
福岡会	810-0073	福岡市中央区箱崎3-2-23	092-714-3721
佐賀会	840-0833	佐賀市中央小路2-3	0952-29-0629
長崎会	0950-0032	長崎市南堀町4-1 舞鶴ビル2F	095-823-1777
大分会	870-0045	大分市城崎町2-3-10	097-532-7579
熊本会	092-0971	熊本市中央区大江4-4-34	096-264-2889
鹿児島会	090-0054	鹿児島市港町1-3 司法センタービル3F	099-256-0325
宮崎会	080-0803	宮崎市1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄会	900-0006	那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526

私たち司法書士が出来ること

～気付か、つなげ、見守るための
ゲートキーパー間の協働・連携にむけて～

自死に追い込まれようとしている人
を支え、自死を防ぐためには、また
自死により残された方をサポートする
には、精神保健的な視点だけでなく、
社会・経済・法律的な視点を含む
包括的な取組が重要です。そして、
このような包括的な取組を実施する
ためには、様々な分野の人々や組織
が密接に連携する必要があります。
そこで、社会・経済的な視点において、
私たち司法書士がどのような関わり
をできるか、このリーフレットで知っ
てください。



日本司法書士会連合会

〒160-0003 新宿区本町9-3 司法書士会館3F
TEL: 03-3359-4171 FAX: 03-3359-4175
http://www.shiho-shoshu.or.jp/

3. 多職種連携の重要性

私たち司法書士は、こんな仕事をしています。

1. 追い込まれた死を防ぐために

① 経済・生活問題

多重債務状態となってしまう
→任意整理[※]、破産または民事再生手続きに
関する各申立書の作成

② 労働問題

パワハラ、長時間労働等により
うつ病に罹患した
→事業主に対する損害賠償請求権の行使
(交渉または訴訟等の対応[※])

③ 家庭問題

配偶者から離婚の調停を申し立てられた
→家庭裁判所に提出する書面の作成
(内容：事案の整理、慰謝料の請求等)

④ 健康問題

認知症または障害により、
判断能力が低下している
→家庭裁判所への成年後見開始申立書等の
作成並びに成年後見人等への就任
(成年後見人があること、ご本人に代わって金銭管理をしたり、
介護サービスの契約をする等)

私たち司法書士は、
相談者をたらい回しにいたしません。
責任を持って見守り、つなげて参ります。
また、以上の点に関して、
研修会等への講師派遣の相談にも応じております。
詳しくは日本司法書士会連合会に
お尋ね下さい。



※司法大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所
における訴額140万円以下の訴訟、民事調停、仲裁事件、
裁判外和解等の代理及びこれに関する相談に応じることが
出来ます。
(司法書士に支払う相談料や手続き費用をご用意できない
場合でも、一部の手続きについては日本司法支援センター
の民事法律扶助制度を利用することが可能です)
※リーフレット中の用語については、各種法律等の記載に準
拠しています。

2. 自死遺族のサポート

亡くなられた方の不動産の名義を変え、
かつ預貯金を下したい
→遺産分割協議書の作成及び相続登記申請の
代理
(ご遺族から委任を受けて、戸籍関係の証明書類を代理取得する
ことも可能です)

亡くなられた方が、
その直前に会社の役員を務めていた
→役員変更の登記申請の代理

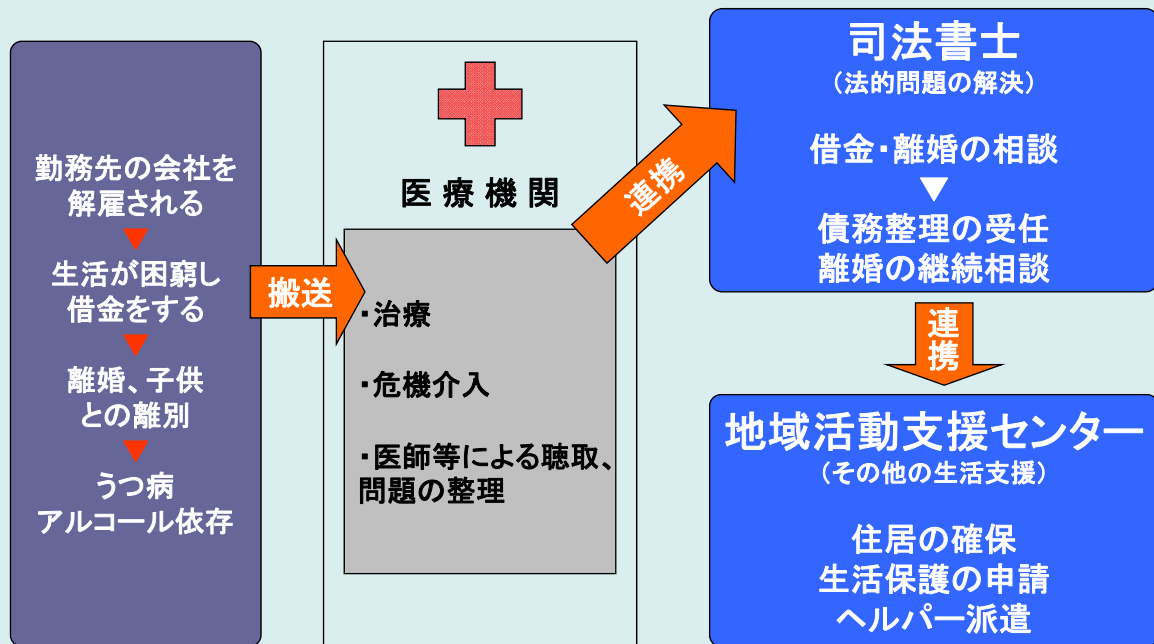
亡くなられた方について、
残された財産より借金のほうが多いようだ
→家庭裁判所へ提出する相続放棄または限定
承認の申立書の作成

アパートで亡くなられたことにより、
家主から遺族に対して
多額の損害賠償が請求された。
→遺族の代理人として家主と交渉、または訴
訟等での対応[※]

親権者の自死により
未成年の子どものみが残された
→家庭裁判所へ提出する未成年後見人選任の
申立書の作成

3. 多職種連携の重要性

(3) ベッドサイド法律相談



23

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(1) 一般向けの自死予防活動との違い

業務の専門性と非代替性

守秘義務

休養と収入のバランス

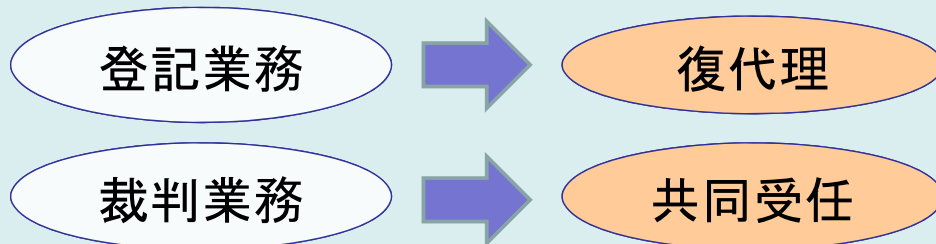
相談しにくい状況になりやすい

危険な状況に気付いてあげることが必要

24

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(2) 司法書士同職の力を借りる



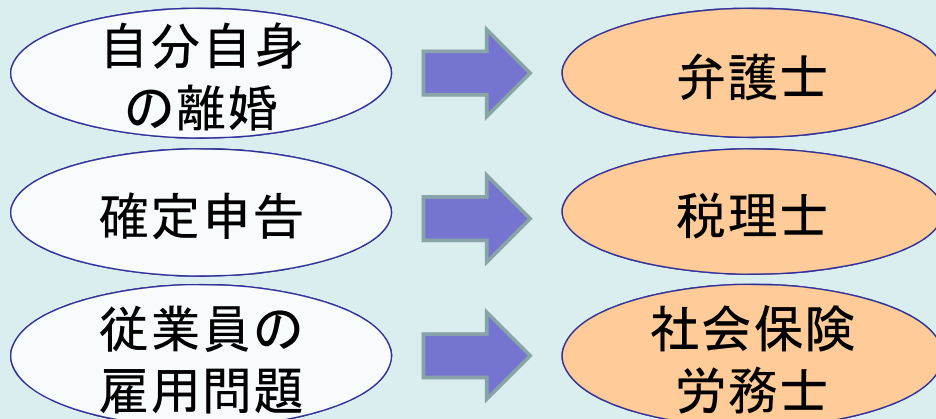
後見業務は裁判所による解任に注意

業務の専門性・非代替性を
理解・カバーできるのは
信頼関係のある司法書士同職

25

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(3) 他の法律専門職種を借りる



どうしても自分自身でしなければ
ならないことだけに限定してみる

26

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(4) 精神保健福祉の専門家の力を借りる

状況によっては
専門医による治療も必要

安易な薬の処方危険性

司法書士業務の特殊性をよく理解している
精神保健福祉の専門家との連携が必要

27

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(5) 自死未遂の場合に生ずる問題

受任している業務の継続の可否

身体的治療 ・ 精神的治療

再度の企図の防止

司法書士同職の支援とともに
精神保健福祉の専門家が必要

28

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(6) 万一のときは・・・

受任している業務の引き継ぎ

相続放棄 ・ 債務整理

家族のその後の生活

司法書士同職の支援が不可欠

29

4. 司法書士自身のメンタルヘルス

(7) 自分は司法書士でなければならないか

社会的使命

数ある職業のうちのひとつ

自分や仲間を守ることができない者に
国民を守ることができるのか？

**求められているものは
無理なくできる範囲での精一杯**

30

相談を受ける自分自身の
気持ちの余裕を保ちつつ

良き支援者として
ともに取り組んでいきましょう